

規制シート

(別紙1)

110194801860002

平成27年2月23日

規制の名称	危険物タンクコンテナに係る仮貯蔵・仮取扱い制度の簡素合理化	所管府省	総務省
根拠法令等	消防法(昭和23年法律第186号)第10条第1項ただし書	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	消防庁危険物保安室 室長 鈴木康幸
規制目的	危険物の管理を適正なものとするにより、事故防止を図り、もって国民の生命、身体、財産の保護に資すること		
規制内容の概要	危険物施設以外の場所で、指定数量以上の危険物を短期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、消防法第10条第1項ただし書の規定に基づき消防長等の承認を受ける必要がある。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—

<p>規制を維持、改革 又は新設する理 由</p>	<p>指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、消防法第11条第1項の規定に基づき市町村長等の許可を受けた危険物施設において行う必要がある。ただし、危険物施設ではない施設において、一時的に危険物を貯蔵し、又は取り扱いたい場合は、消防法第10条第1項ただし書きの規定に基づき、所轄消防長又は消防署長から仮貯蔵・仮取扱いの承認を受けることにより、指定数量以上の危険物を危険物施設以外の場所で貯蔵し又は取り扱うことができる。港湾において指定数量以上の危険物を一時的に貯蔵し、又は取り扱う場合にあっても、危険物の火災・流出事故が発生する危険性があることから、必要な安全対策を確実に実施し、消防本部においても事故対応のために危険物の品名・量・位置等を把握しておくことは必要である。なお、仮貯蔵・仮取扱い制度の簡素合理化について関係消防機関、関係業界団体に照会したが、安全性を確保する上で必要な制度である旨の回答を得ている。</p> <p>国際コンテナ戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾を所管する消防本部(中小規模消防本部を含む。)23本部に対して、タンクコンテナに係る仮貯蔵・仮取扱いの実態を調べたところ、その運用状況は次のとおりであり、概ね迅速かつ柔軟に対応している。</p> <p>○平成25年中における仮貯蔵・仮取扱いの承認に係る処理期間を調べたところ、タンクコンテナについては申請書の約95%が即日承認されていた。なお、即日承認されなかったものの理由としては、申請者が初めての申請で書類の記入ミスが遅れたこと、申請に必要な危険物の品名、貯蔵期間等に係る書類の提出が遅れたこと等、安全性の確認に時間を要したことが挙げられている。</p> <p>○同一場所において仮貯蔵・仮取扱承認を複数回受けている申請者については、申請毎に同一内容の書類を添付することとなる「港湾コンテナターミナルの港内案内図」、「緊急時連絡網等の緊急体制」等について、内容に変更がない限り当該書類の添付を省略する等の柔軟な運用が行われていた。</p> <p>○申請者が消防本部に仮貯蔵・仮取扱承認申請を行うために要する移動時間について調べたところ、港湾を所管する消防署や、港湾と同一市内にある消防本部で受け付けているため、平均移動時間は約20分であった。</p> <p>このように、危険物施設ではない港湾タンクコンテナターミナルにおいて指定数量以上の危険物を取り扱う場合の運用については、調査した限りにおいては適切に行われていると思料するが、引き続き迅速かつ的確な運用が行われるように、各種会議において参考となる処理方法等の情報共有を図っていく予定である。</p>	<p>規制の維持、改革又は新設の別</p>	<p>規制の維持</p>
<p>(規制を改革する場合の改革の方向性)</p>	<p>—</p>		
<p>見直し条項</p>	<p>—</p>		
<p>次の見直し時期</p>	<p>—</p>		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)	—
通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項	—
通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由	—